

FAX番号：03-5204-0442

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 ご担当者殿

豚流行性下痢に係る精液の取扱いについて

標記の件につきまして、都道府県畜産主務課長宛てに農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡を発出いたしましたので、お知らせいたします。

お問合せ先  
消費・安全局動物衛生課  
担当者：伏見、大倉  
代表：03-3502-8111（内線 4582）  
ダイヤルイン：03-3502-8292  
FAX：03-3502-3385

事務連絡  
平成26年5月2日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課  
家畜防疫対策室長

### 豚流行性下痢に関する精液の取扱いについて

昨年10月に沖縄県において豚流行性下痢（PED）の発生が確認されて以降、本日までには33道県で本病の発生が確認されており、本病の防疫対応については、「豚流行性下痢の対策の徹底について」（平成25年12月11日付け25消安第4382号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び「豚流行性下痢の防疫対策の再徹底について」（平成26年3月18日25消安第6091号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）において示してきているところです。

現在、各都道府県のご協力の下、本病の感染経路について調査を行っているところですが、今般、本病の発生農場において採取された精液から、本病ウイルスの遺伝子断片が検出されたとの報告を得たところです。しかしながら、現時点において、精液による本病の感染リスクに関する科学的知見は得られておらず、今回の報告が採精時等におけるコンタミネーションによるものか、精液中にウイルスが直接移行したのか不明です。

このため、念のための追加の防疫措置として、当面、下記により豚家畜人工授精用精液の供給側での対応が適切に行われるよう家畜飼養者及び畜産関係者に対して、丁寧な説明と指導を行っていただくようお願いします。

また、今回の国内での念のための追加の防疫措置と併せて、輸入精液についても今後、検査を行うこととします。

今後、精液による本病の感染リスクに関する新たな知見が得られれば、随時、下記に示す措置の内容を見直すこととしており、その際は改めてお知らせいたします。

なお、今回、精液から本病ウイルスの遺伝子断片が確認された農場からの精液の出荷は行われていないことを申し添えます。

### 記

#### 1 PED未発生の農場における措置

##### (1) 豚家畜人工授精用精液の採精用種雄豚の確認事項

豚家畜人工授精用精液を採取し他農場へ販売・供給する農場（以下、「採精農場」という。）においては、採精用の種雄豚が下痢、嘔吐といった本病を疑う臨床症状を呈していないこと及び本病を疑う症状を呈した豚と接触していないことについて確認・記録し、採精前14日以内にこのような事実が記録により確認できる場合のみ採精を行う。

##### (2) 家畜人工授精用精液の採精時の留意事項

精液の採取に用いる器具・機材等は清潔なものを適切に使用し、原則個体毎

に交換すること。擬牝台等の個体毎の交換が困難なものについては洗浄・消毒により衛生管理を実施すること。

採精時に、糞便による汚染を防止するよう、体表や床等に採精用器具・機材等が触れないようにすること。

(3) 家畜人工授精用精液の処理・保管時の留意事項

精液の処理・保管に用いる器具・機材等は清潔なものを適切に使用するとともに、糞便等により汚染されることのないよう衛生的に処理・保管すること。

(4) 家畜人工授精用精液の販売・供給時の情報提供

採精農場は、豚家畜人工授精用精液の販売・供給先に1 (1) について情報提供を行うこと。

2 PEDの発生が昨年10月以降に確認された採精農場における措置

上記1の事項に加え、豚家畜人工授精用精液を販売・供給するに当たり、当該家畜人工授精用精液の採取を行った種雄豚について、糞便又は精液を用いたPCR検査を行い、いずれかにより陰性であることを確認すること。

なお、当該検査を行い、農場内の全ての家畜人工授精用精液の採精用種雄豚の検査結果が過去1か月以上連続して陰性であることが確認された場合には、上記1のPED未発生の農場と同様な取り扱いとすることができる。